

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録		
招 集 期 日	令 和 8 年 8 月 2 0 日 (木)	
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室	
開 会	8 月 2 0 日 午 前 0 9 時 3 0 分	
閉 会	8 月 2 0 日 午 前 1 1 時 3 0 分	
教 育 長	戸 ケ 崎 勤	
教 育 長 ・ 委 員 出 席 状 況	戸 ケ 崎 勤	出 席
	仙 波 憲 一	出 席
	木 村 雅 文	出 席
	長 道 修	出 席
	浜 田 美 咲	出 席
説 明 員 (出席者)	川和田教育部長、片境次長、田野副参事、	
	重信教育総務課長、新井学務課長、石橋生涯学習課長、	
	中沢生涯学習課課長	
書 記	教育総務課 柴田主幹 我妻副主幹	
傍 聴 人	1 名	

会 議 の 経 過 及 び 結 果

教 育 長

今日は、教育界でよく用いられる三大キーワード「発見」「環境」「支援」について考えてみたいと思います。まず「発見」についてですが、教員採用試験でもお馴染みの教育理論のひとつに、教育心理学者ブルナーが提唱した「発見学習」という理論があります。今から約 70 年前に提唱された理論です。ブルナーは、子供たちは与えられた知識をただ受動的に吸収するのではなく、自ら問いを立て、探究し、発見する過程でこそ、「深い学び」を得ると説きました。これは、いままさに私たちが目指すべき教育の姿、すなわち、子供たち一人一人が主体的に学び、自らの興味や関心に基づいて知識等を構築していくプロセスを尊重することに他なりません。現在、本市を含め日本の学校現場では、例えば探究的な学びの導入や、ICT を活用した個別最適な学びの推進など、この「発見学習」の理念を具現化するような様々な取組が進められています。

次に「環境」についてですが、近年、幼児教育を中心に「環境を通した学び」という考え方も再び注目されていますが、子供たちの成長には、環境が大きな影響を及ぼすということは誰もが理解していると思います。心理学者のレヴィンが提唱した「場の理論」という理論があります。彼は、個人の行動は、個人とその人が置かれている環境の相互作用によって決定されるとしました。安全で安心できる学びの環境、多様な価値観を認め合う包容力のある学級、そして教職員が互いに協力し高め合う職場環境こそが、子供たちの学びを深め、教育の質を高める基盤となるということです。学校が子供たちの自己肯定感を育み、社会性を身につけるための「居場所」として機能するよう、物理的・心理的な環境整備にも力を入れていかなければなりません。

3 つ目が「支援」です。昔から教育は一方通行であってはならないとよく言われます。ロシアの教育心理学者ヴィゴツキーは「発達の最近接領域」という概念を提唱しました。発達の最近接領域は、子供の発達は「ひとりでできる」「支援があればできる」「できない」の 3 領

	域に分けることができ、その中でも「支援があればできること」が、発達の最近接領域と言われています。子供たちは、自分一人では解決できない課題でも、適切な支援・援助があれば達成できる領域を持っているとされます。この「適切な支援」こそが教師の極めて重要な役割です。 改めて考えてみると、「発見」「環境」「支援」という３つの要素が整っていれば、質の高い教育が実現されることは間違いのないと思っています。今後もこの３要素を大切に戸田市の教育を展開してまいりたいと思っています。
教 育 長	それでは、ただいまから、令和８年第８回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。
教 育 長	前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいております。御異議がないようでしたら承認ということによろしいでしょうか。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、会議録に御署名をお願いします。
各 委 員	署名
教 育 長	次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、個人情報、公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件となりますので、秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。 報告事項 令和８年度第１回戸田市海外留学奨学生について 報告第９号 いじめ重大事態について
各 委 員	異議なし
教 育 長	それでは「報告事項」及び「報告第９号」は、秘密会とすることに決定いたしました。

教 育 長	「教育委員提案」について御報告いたします。仙波委員から御提案のありました「教育委員提案 人口動態と学校施設のプランニングについて」を、事務局より説明願います。
説 明 員	教育総務課と学務課から、教育委員提案「人口動態と学校施設のプランニングについて」御説明いたします。 本市はこれまで、活発な住宅開発を背景に児童生徒数が右肩上がりで増加し続けてきましたが、現在は、児童生徒数を含めて多様化する教育的ニーズに応えるための学校施設のプランニングへの転換を図っている状況となってまいりました。それでは、資料に沿って説明してまいります。 資料 2 ページを御覧ください。平成 24 年度から令和 4 年度までにおける、5 月 1 日時点の小中学校の児童生徒数の合計の推移を示したグラフになります。全国的には少子化が進む中で、埼京線周辺を中心とした住宅開発により戸田市の児童生徒数は安定して増加を続けたところです。 次に、資料 3 ページを御覧ください。市内の住宅開発、特に大規模マンションの建築により局所的に学校で教室不足が生じることが懸念されていたことから、児童生徒の教育環境を守るため、都市整備部門や財政部門を担う市長部局と連携し、対策を進めてきたところです。具体的には、「児童・生徒増対策検討委員会」や「健全な教育環境確保のための住宅開発抑制に関する指導要綱」に基づき、各部門で住宅開発の動向や推計を共有するなど必要な対策を講じてまいりました。 次に、資料 4 ページを御覧ください。資料 2 ページの令和 4 年度までの児童生徒数の推移グラフに、実際の学校施設の整備状況を加えたものでございます。平成 29 年度には美女木小学校でのプレハブ校舎建築、令和 2 年度には新曽中学校北校舎の建築、令和 3 年度には戸田東小中学校の改築や戸田第一小学校のプレハブ校舎建築など、住宅開

発の状況を踏まえながら必要な学校施設の整備を進めてまいりました。また、住宅開発の動向を把握してから教室不足が生じるまでの期間が短い場合には、プレハブ校舎を建築するなど、時間的・コスト的な制約を考慮しつつ、整備手法を工夫しながら教室不足への対応を進めてまいりました。

次に、資料 5 ページを御覧ください。本年度を計画初年度とする「戸田市第 5 次総合振興計画 後期計画」における人口の将来展望でございます。まず、グラフの上段は、「人口増減の推移」です。赤い折れ線グラフは人口増減、青の棒グラフは自然増減、緑の棒グラフは社会増減を表しております。特に、出生数から死亡数を引いた「自然増減」は、令和 5 年度から減少に転じております。さらに、転入から転出を引いた「社会増減」についても、以前のような大幅な増加は見られず、微増程度まで低下しつつあります。続いて、グラフの下段は、「人口の将来展望」でございます。御覧のとおり、令和 22 年から令和 27 年をピークに、その後は減少していくことが推計されています。

次に、資料 6 ページを御覧ください。市内の近年におけるマンション建設状況を示したものでございます。()内は建設年度、○の中の数字は戸数を表しております。御覧のとおり、かつてのような 100 戸以上の大規模なファミリー向けマンションが減少し、中規模程度のマンションへと移行する傾向が見られます。こうした状況を踏まえ、資料 3 ページにございました「健全な教育環境確保のための住宅開発抑制に関する指導要綱」については、その運用を停止しております。

次に、資料 7 ページを御覧ください。小中学校の児童生徒数の推移グラフを令和 8 年度まで横軸を伸ばしたものでございます。御覧のとおり、市内の児童生徒数は令和 4 年度をピークに減少を開始しております。こうしたことから、学級数の減少を想定しておりましたが、実際には学級数は減少しておりませんでした。要因は、2 点考えられます。1 点目は、35 人学級の実現によるものです。小学校では、令和 7 年度までに 35 人学級が段階的に導入されるとともに、中学校では本

年度は中学 1 年生を対象に 35 人学級が導入されております。要因の 2 点目としては、特別支援学級の増加によるものです。令和 4 年度の特別支援学級の学級数は 46 でございましたが、令和 8 年度は 61 に増加しております。

次に、資料 8 ページを御覧ください。学級編成以外で学校に求められる様々な機能を取りまとめたものでございます。本市では、特に近年、小学校の「ぱれっとルーム」や中学校の「きゃんぱすルーム」を設置し児童生徒の不登校支援を推進するとともに、日本語能力が初期段階の児童を対象とした「日本語初期指導教室」など、従来の教室という枠組みには収まらない、新たな機能を持った場所が不可欠となっております。また、現在、美笹中学校校舎の建替え工事に向けた設計を進めており、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を支える教育環境について検討しております。学習内容に応じて、個別学習やグループ学習など、生徒が自らに適した学習場所を主体的に選択できる環境となるよう、教室の学習空間を廊下へと広げる計画としております。

次に、資料 9 ページを御覧ください。教育的ニーズの変化に伴い、学校施設に求められる機能の変化をまとめたものです。これまでは、40 人学級を前提に、一斉指導による学校教育や通常学級による学級編制が主流であり、学校施設もそれに対応した教室構成となっていました。一方で、現在は 35 人学級への移行に加え、「個別最適な学び」や「誰一人取り残されない教育」の実現が求められています。このような教育の変化に対応するため、学校には通常の教室だけではなく、特別支援学級や通級指導教室、不登校支援、日本語指導教室など、多様な学びを支える教室や機能がこれまで以上に必要となっております。

最後に、資料 10 ページを御覧ください。時代の変化に対応した学校施設の考え方を整理したものでございます。今後、児童生徒数は緩やかに減少していく見込みですが、児童生徒数の減少が、そのまま教室需要や学校施設面積の減少につながるわけではございません。左側

	のとおり、児童生徒数の減少や公共施設全体の総量規制といった観点からは、学校施設の面積を抑えることが求められます。一方で、右側のとおり、35 人学級への移行などに加え、ICT 機器の活用や防災機能、地域開放など、学校に求められる機能は年々多様化している状況となっております。そのため、今後の学校施設整備においては、児童生徒数だけを基準とするのではなく、教育的ニーズや地域特性を踏まえながら、学校ごとの適正規模を見極めて計画していくことが重要であると考えております。 説明は、以上でございます。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	資料の 5 ページ、4. 最新の人口動態の下図、人口の将来展望（総人口の推計）について、将来展望とベース推計は年数が経過するにつれて乖離が激しくなっています。その理由と推計方法を教えてください。 人口が減少している一方で、教室数は増えていくという状況について、これは教育ニーズの多様化に応じて、専門的な機能を備えた教室が増えていることの表れではないかと思います。今後は、単純に同じような教室を一律に整備するのではなく、多様な教育施設や機能を備えた教室がある学校ほど、教育が充実しているという考え方に移りつつあるのではないかと感じました。一律的な教育から、個別最適な学びへと変化する中で、専門的なスペースを用途や機能ごとに分けて整備していくという取組は、今後ますます重要になってくると思います。そうしたことを踏まえ、将来を見据えながら子供たちが不自由なく学ぶことができる環境を整えていくという方向性は、非常に意義のあることだと思います。 また、教育的ニーズに加えて、もう一つ、社会的ニーズという視点も出てくるのではないかと思います。今後の人口動向の変化に対して、どのように対応していくかを考える際には、教育的な視点だけで

	なく、災害や防災、防犯など地域における学校の役割も含めた社会的ニーズについても考慮する必要があるのではないかと感じました。これからの学校設計においては、「教育的ニーズ＋社会的ニーズ」という視点も取り入れていくことが重要ではないかと思いますので、可能であれば、そうした視点についても少し盛り込んでいただければと思います。
説明員	人口推計における将来展望とベース推計の違いについて、御説明いたします。 まず、将来展望につきましては、政策効果を踏まえた将来の姿を示したものであり、現在の出生率がそのまま続くのではなく、転入促進や出生率の向上に向けた施策が効果を発揮すると仮定した場合の将来人口を示しています。一方、ベース推計につきましては、現在の出生率や死亡率、人口移動の傾向が今後も続くと仮定した場合の推計となっています。そのため、両者にはかなり大きな乖離がありますが、総合振興計画における将来展望については、赤い折れ線グラフで示している状況となっております。
委員	令和３年の戸田東小学校・中学校一貫校の新築工事をはじめ、令和６年度の戸田第一小学校、令和７年度の新曽小学校の改築工事が進められ、大変良い時期に適切な工事をしていただき、学校現場では素晴らしい教育環境が整えられていると感じています。今後、南小学校や美笹中学校の整備が進んでいくこととなりますが、地域の皆様にも「素晴らしい学校になった」と感じていただけるような学校づくりを進めていただければと思います。 学校施設については、何か事故や不具合が発生してから修繕するということもありますが、今後は、そうした事後的な対応だけではなく、予防的な改修を進めていくことが重要ではないかと思います。長寿命化や改修を進めていく際には、学校施設の整備に関する基本計画など、今後の整備の方向性を示すものがあると思いますので、そうした計画に基づいて、計画的に進めていただければと思います。現在、予

	算的にも適切な時期に工事を進めていただいたことで、今の素晴らしい教育環境につながっているのだと思います。今後についても、人口動態や学区の状況などを見据えながら、計画的に学校施設の整備を進めていただき、子供たちがゆとりを持って学ぶことのできる環境をつくっていただければありがたいと思います。
説明員	学校施設の整備に関する計画につきましては、戸田市公共施設等総合管理計画というものがございます。これは学校施設を含め、戸田市全般の公共施設について、今後 10 年間、どのように整備していくかという基本的な考え方を示した計画です。現在進めている南小学校の増築工事や、来年度着工予定の美笹中学校の整備につきましても、こうした戸田市の計画に基づき、計画的に進めている状況です。 また、施設整備における改修につきましては、長寿命化を想定し、例えば外壁については 20 年に 1 回、電気設備についてもおおむね 20 年、空調設備については 15 年程度を目安として、計画的に改修を行っています。これらにつきましても、戸田市公共施設再編方針に基づいて進めている状況でございます。学校施設における小規模な修繕につきましては、引き続き学校において対応していくこととしておりますが、今後も学校と連携しながら、子供たちの学びの環境を確保していきたいと考えております。 以上でございます。
委員	児童数が減少していても、教室数については減っていかないということについて理解することができました。 近年は猛暑や酷暑など、以前とは気候の状況も大きく変わってきています。プレハブ校舎の空調設備については、子供たちが快適に過ごせるよう、十分な環境が確保されているのでしょうか。プレハブ校舎だから暑くて大変だという状況は避けていただきたいと思います。 また、今後、児童数が減少していくのであれば、改築や新築だけではなく、プレハブ校舎を整備するという選択肢もあるのではないかと

	思います。その際には、平常時は学校施設として活用し、災害時には地域の方々も避難できる場所として活用するなど、多目的な施設として整備することも考えられるのではないのでしょうか。災害時の避難所を新たに市有地などに整備することは、難しい面もあると思いますが、学校であれば、それぞれの地域に必ずあります。教育委員会だけの取組ではなく、防災などの関係部署とも連携しながら、学校施設を地域の防災拠点として活用するという視点も、今後は必要ではないかと思います。
説明員	プレハブ校舎につきましては、教室不足が生じる期間が短い場合に、速やかに対応できる手法であることから、美女木小学校や戸田第一小学校で採用しております。美女木小学校につきましては、引き続きプレハブ校舎を使用していく予定です。 空調設備につきましては、通常の校舎と変わらないものを設置しておりますので、教育環境としても遜色のないものでございます。 また、避難所としての活用などにつきましては、他の委員からも御意見をいただいたとおり、社会的ニーズを踏まえた調整が必要になるかと思っておりますので、その点につきましては、今後も防災部門と引き続き連携していきたいと考えております。
教育長	学校敷地の施設整備については、校庭の広さについても考慮する必要があります。校庭が狭くなってしまうということは、子供たちの教育環境を考えると、かなり深刻な問題にもなりかねないと思います。子供たちにとってよりよい教育環境を確保する観点から、校舎と校庭のバランスについても慎重に検討していくことが重要だと思いました。 以上で教育委員提案 は終了いたします。
教育長	続きまして、長道委員から御提案の「教育委員提案 学校カスタマーハラスメントの対応について」事務局より説明願います。

説明員	「学校カスタマーハラスメントの対応について」説明いたします。 近年、学校に対する保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求、いわゆる「学校カスタマーハラスメント」が全国的な社会問題となっております。教職員の心身の健康を損ね、本来の教育活動に支障をきたす深刻な事態も発生していることから、本市の現状の認識と、今後の教育委員会としての支援の方向性について御説明いたします。 12 ページを御覧ください。まず、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラ の定義と社会的な動向についてです。商品やサービスの改善を求める正当な申出は必要ですが、要求内容が理不尽であったり、手段や態様が不適切であったりする場合はカスハラとみなされます。法的には、労働施策総合推進法が改正され、令和 8 年 10 月 1 日より、これまで努力義務であったカスハラ対策がすべての事業主に義務付けられることとなりました。成立要件としては、「関係者からの言動」「許容範囲の超過」「就業環境の阻害」の 3 つの要件をすべて満たした場合にカスハラと判断されます。 13 ページを御覧ください。厚生労働省の指針において、社会通念上許容される範囲を超えた言動の具体例が示されております。要求の内容自体が社会通念上許容される範囲を超えている例として、「そもそも理由がない要求」や、「制度上対応できない著しく困難な要求」「不当な損害賠償」などがあります。また、手段や態様が許容される範囲を超えている例として、「大声で怒鳴るなどの威圧的な言動」や、最悪の場合は「身体的な攻撃」などが挙げられます。学校現場においても、こうした基準を念頭に置き状況を客観的に把握する必要があります。 14 ページを御覧ください。本市においても、令和 7 年 9 月 1 日に「戸田市カスタマーハラスメント対策基本方針」が策定されました。行政サービスの利用者からの言動に対し、「要求内容の妥当性」と「手段・態様の相当性」の 2 つの基準で判断します。万が一該当する行為を受けた場合は、一人で抱え込まず「組織的に対応する」ことを基本
------------	--

方針とし、警告や対応の中止、悪質な場合は警察や弁護士と連携した法的措置を視野に入れることとしています。ガイドラインの策定や通話録音の活用など、具体的な対策も進められております。

15 ページを御覧ください。ここからは学校におけるカスハラ対応についてです。学校においては、保護者の我が子を思う気持ちが背景にあるため、厚労省や市の定義に照らしても、「正当な要望」か「カスハラ」かの線引きを瞬時に判断するのは非常に困難です。そのため、学校現場においては「個人で判断しない」、つまり一人で抱え込まず、必ず複数の教職員や管理職で組織的に対応すること、そして話し合いの途中で「手段や態様」が度を越えたとチームで判断した時点で、対応を切り替えるルールの徹底が重要となります。

16 ページを御覧ください。他自治体の事例を見ますと、昨年 11 月の東京都立川市の直接的な暴力事件や 9 月の事実無根のメールによる業務妨害で損害賠償が命じられたケース、さらには不十分な事実確認で教師に謝罪を強要した管理職の安全配慮義務違反が問われたケースなども起きています。本市の学校におきましても、教職員を守るための初動対応として、1 対 1 の対応は原則行わないで複数で対応したり、保護者との面談は時間を制限して行ったりするなど、すでに実践しているところでございます。

17 ページを御覧ください。全国的にも対策が進んでおり、文部科学省の HP では、青森県や京都府、大阪市など 13 都道府県、2 指定都市における対応マニュアルやガイドラインが事例として公表されています。なお、埼玉県におきましても、今後、県立学校部人事課において学校向けの指針が作成される予定となっております。本市としましても、国や県の動向を注視しながら、現場が動きやすい環境を整えていく必要があると考えております。

18 ページを御覧ください。具体的な対応策の事例を御紹介します。東京都教育委員会では、面談を平日の放課後 30 分以内に限定し、記録のための録音を原則とするなど、明確なガイドラインを示していま

す。また、過度な言動には教職員 5 人程度で対応するといった毅然とした態度につきましても明文化しています。さらに、学校ではなく教育委員会や第三者機関が苦情の一次窓口となる制度を導入している自治体も出てきております。

19 ページを御覧ください。国も、学校だけで解決が難しい事案への支援に乗り出しています。令和 7 年度の補正予算において「学校における保護者等への対応の高度化事業」が組まれました。これは、保護者からの電話等を民間のコールセンター等が一義的に集約し、内容を整理した上で学校や行政につなぐ仕組みの実証研究です。ただし、先行自治体へのヒアリングでは、学校への直接の連絡は減るものの、費用面の課題や、窓口からの連絡を教師に振り分ける事務負担が増加するといった課題も見えてきております。

20 ページを御覧ください。こうした流れを受け、中央教育審議会の特別部会において、「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」の改訂案が示されました。この中で最も注目すべきは、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」が、明確に『学校以外が担うべき業務』として位置付けられたことです。教師が本来の業務に専念できるよう考えていく必要性が高まっています。

21 ページを御覧ください。学校現場がカスハラ対策を強化する上で最大の困難さは、やはり「正当な要望」との線引きです。事務的にあしらうことでかえって不信感を招くリスクや、現場だけでは法的な判断が困難なケースが多々あります。だからこそ、これからは教師個人のスキルに頼るのではなく、面談の目的を明確にした上で、管理職を責任者とし、学年主任や担任など複数の教職員で臨む「チーム対応」の形をスタンダードとし、学校と教職員を守る体制を定着させる必要があります。

22 ページを御覧ください。最後に、今後の方向性と教育委員会としての支援についてです。国がカスハラ防止指針の適用や業務の 3 分類の改訂を進める中、教育委員会としましては、大きく 2 つの柱で支援

	を進める必要性があると考えております。1つ目は、「良好なパートナー関係の構築」で、ガイドラインの周知や教職員研修を充実させるとともに、学校運営協議会等を通じて、地域や保護者への啓発を進めていくことです。2つ目は、「法的防波堤の構築」で、理不尽な要求に対しては、教育委員会ロイヤー等の専門家と連携し、学校の背後に教育委員会がしっかりと立ち、組織として毅然と対応する体制を強化していくことです。 説明は以上でございます。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
委 員	学校現場では、初期対応の重要性を踏まえ、まず相手の話を十分に聞き、保護者が何を求めているのかを的確に捉えることが大切です。一方で、暴言や威嚇・脅迫、長時間の拘束、SNS への個人情報の投稿など、過剰な要求から教職員を守る対応も必要です。 青森県と岐阜県の教育委員会が作成したマニュアルを読んだところ、都道府県によって内容に大きな違いがあると感じました。青森県は、話をよく聞き、円満に解決するための方法を示している一方、岐阜県は、過剰な要求や不当な要求に対して、法令を踏まえ、具体的な対応方法を明確に示しています。私は、現在のような極端な事例もある状況では、岐阜県のように、どのような行為が法令に抵触するのかも含め、具体的に示したマニュアルが必要ではないかと思います。学校には、まず保護者の思いをくみ取り、話をよく聞いた上で、組織的に解決していくことが求められます。その際、担任や担当者だけで抱え込まず、管理職をはじめ、教職員全体で共有するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、必要に応じてスクールロイヤーなどとも連携することが重要です。埼玉県のマニュアルでは、教職員が困難な状況に追い込まれた際に、適切に守ることができる視点も、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。最終的には東京都のように、学校と家庭・地域とのより良い関係づくりに関するガイドラインを策定し、保護者に向けて発信することも重要だと思いま

	す。学校だけで対応するのではなく、保護者にも学校への相談の仕方 や協力のあり方などを理解していただく必要があります。今後、埼玉 県から方針が示された際には保護者にも分かりやすい形で周知し、学 校と家庭が共通認識を持って対応できるようにしていただきたいと思 います。
説 明 員	まずは県の方針を確認しながら、今後の対応について考えていき たいと思います。その上で、教師が保護者の意見をしっかりと傾聴す る姿勢を大切にしてほしいと思います。ガイドライン等があることで、 「そこに書いてあるから、これ以上は対応しない」といった、保護者 に不信感を与えるような対応にならないよう、教員研修も併せて進め ていく必要があると強く感じました。また、本市では教育委員会ロイ ヤーに毎年各学校を訪問していただき、具体的な事例をもとに「この 場合、皆さんならどう対応するか」を議論するなど、当事者意識を高 める研修を行っています。昨年度は半数の学校で実施しており、こう した取組についても併せて周知していきたいと考えています。
委 員	資料 19 ページの「学校における保護者等への対応の高度化事業」 について伺います。文部科学省では、民間事業者による問合せ窓口を 設け、保護者等からの連絡を一次的に受け、内容を整理・分類した上 で学校や教育委員会と情報共有する取組を調査研究しています。これ は現在、実際に導入されている取組なのか、それとも調査研究を行っ ている段階なのか、教えていただけますでしょうか。
説 明 員	国による実証事業としては既に終了しておりますが、同様の仕組み を導入している自治体もございます。一方で、学校が最初に保護者か ら問合せを受けないということについては、関係性を築いていく上で 課題にもなると考えます。また、コールセンターが受けた場合でも、 最終的には学校での対応が必要となるケースもあるため、問合せの振 り分けに係る事務負担や、運営に伴う費用面も課題となります。
委 員	個々の教師が保護者等に丁寧に対応することが最終的には大切だ と思いますが、学校として組織的に対応することも、児童生徒や教師

	を守り、学校運営を円滑にする上で非常に重要だと思います。一方で、これまでお話を伺う中では、望ましい組織的対応の具体的な在り方が今一つ見えてこず、学校によって組織的対応の在り方に違いが生じることも考えられることから、基本となる対応の在り方を示していただけるとよいと思いますどのような形が望ましいのか教えていただきたいです。
説 明 員	組織的対応でまず重要なのは、複数対応を徹底し、担任や部活動の顧問だけで対応する１対１の状況をつくらないことです。中学校では、担任や学年主任が同席し、状況に応じて生徒指導主任や教育相談主任など、学校の核となる教師が当事者の教師を一人にしない体制を整えています。一方、小学校においても、学年主任や生徒指導主任が同席するなど、状況に応じた複数対応に取り組んでいます。
教 育 長	学校カスタマーハラスメントへの対応については、学校内の組織的対応だけではなく、保護者や地域との共通理解を図ることも重要です。また、学校だけで対応が困難な事案については、専門家が関わるなど、学校を組織的に支援する仕組みも必要であると考えます。今後、ガイドラインの整備と併せ、教育的な対応と法的な対応の両面から検討していくことが重要だと感じました。
委 員	PTA 等が縮小・廃止される中、学校だよりだけでは情報が十分に伝わらない場合もありますので、顔を合わせて学校の日々の様子や連絡事項を共有し、保護者との距離を縮め、相互理解を深める機会も大切だと思います。また、最初の対応が重要であり、必要に応じてスクールロイヤー等に初期段階から同席してもらうなど、適切な対応を確保する方法もあるのではないかと感じました。
委 員	保護者からの相談の背景には、子供を心配する思いや大きな不安がある場合も多いため、初期対応では、まず丁寧に話を聞くことが大切だと思います。また、教職員が一人で抱え込まず、組織として情報を共有しながら対応することも重要です。保護者と学校がお互いに思いやりを持って話し合うためにも、日頃から信頼関係を築いておくこと

	が大切です。信頼関係があれば、保護者も学校に配慮することができ ますし、大多数の保護者は学校に感謝していると思います。だからこ そ、初期対応を特に大切にしていだきたいと思います。
教 育 長	傾聴が大事であり、まさに初期対応を丁寧に行うことが重要だとい うことです。 他に質問等がないようですので、以上で提案は終わりにしたいと思 います。
教 育 長	続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」 を含めまして6件の報告がございます。 令和8年度第1回戸田市海外留学奨学生について 美笹中学校の校舎建替えに伴う学校・地域説明会の開催について 不登校対策に係る動向について 第33回企画展の開催について 埼玉大学・戸田市連携講座の開催について その他 秘密会以外の詳細につきましては、各所属長より報告いたします。 なお、御質問につきましては、すべての報告が終了した後に伺います。
説 明 員	報告事項 「美笹中学校の校舎建替えに伴う学校・地域説明会の 開催について」報告いたします。 資料は、報告事項の2ページを御覧ください。来年度の着工を予定 しております美笹中学校の校舎建替えを進めるに当たり、保護者や地 域の皆様は事業内容を御理解いただくため、学校・地域説明会を開催 するものでございます。まず、対象者については、美笹中学校及び美 笹中学校区の3つの小学校の保護者をはじめ、PTAや近隣町会の皆様 を対象としております。

	次に、開催日程については、9月上旬に予定しているところですが、より多くの方に御参加いただけるよう、平日の日中、平日の夜間及び日曜日の計3回、開催いたします。 次に、説明内容については、「建替えの経緯」「工事期間中の校舎・校庭の利用」「新校舎の概要」の3点を予定しております。 最後に、説明者については、教育委員会からは教育総務課、学務課、教育政策室、続いて美笹中学校校長、戸田市からは設計を担当する資産マネジメント推進室、そして設計業務を受託する株式会社楠山設計が出席いたします。 事業の円滑な実施に向け、保護者や地域の皆様に十分な御理解をいただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。 報告は以上でございます。
説明員	報告事項 「不登校対策に係る動向について」報告いたします。 戸田市におきましては、「誰一人取り残されない学びの保障」を目指し、不登校児童生徒に対する多様な学びの場の提供や、一人一人の状況に応じた支援の充実に努めてまいりました。本日は、本市の不登校児童生徒数の現状と、現在展開しております多様な学びの場の活用状況などについて御説明いたします。 4ページを御覧ください。まず、不登校児童生徒数の推移について御説明いたします。スライド左側が戸田市の状況、右側が参考として国の状況をお示ししております。戸田市の状況につきましては、令和7年度の割合は小学校で1.88%、中学校で5.73%、小・中合計で3.14%となっております。令和6年度と比較しますと、小学校では微減、中学校では微増という結果となっております。国の状況につきましては、令和7年度の数値は10月公表予定となっておりますが、令和6年度までの推移を見ますと、国全体でも増加傾向にあります。本市としましても、依然として一定数の児童生徒が不登校の状態にあること

を重く受け止め、引き続き状況に応じたきめ細やかな支援が必要であると認識しております。

5 ページを御覧ください。続いて、本市が展開しております「子供を支える多様な学びの場」の全体像について御説明します。御案内のとおり、本市では、学校に行きづらさを感じている子供たちが、自分に合った場所で安心して学べるよう、様々な選択肢を用意しています。具体的には、学校内にある「ぱれっとルーム」「きゃんばすルーム」といった校内サポートルームをはじめ、学校外の施設として、教育支援センター「すてっぷ」「西すてっぷ」、県立戸田翔陽高校内にある不登校生徒支援室「いっぽ」を設けております。さらに、自宅から参加できるオンライン教育支援センター「room-K」やオンライン授業の配信も行っております。これらの場を、さわやか相談室やスクールカウンセラー、こども健やか部などと連携しながら、子供たち一人一人の状況に応じた形で提供しております。

6 ページを御覧ください。こちらのスライドは、各学びの場の活用状況、人数の推移を示したものです。令和6年7月、令和7年7月、令和8年6月時点のデータを比較しております。校内サポートルームにつきましては、小学校の「ぱれっとルーム」、中学校の「きゃんばすルーム」とともに、順調に利用が広がっており、令和8年6月時点では、ぱれっとルームが100名、きゃんばすルームが86名となっております。学校内にある安心できる居場所として、利用が広がっていることが伺えます。また、学校外の「すてっぷ」「いっぽ」、そしてオンラインの「room-K」につきましても、それぞれの子供のニーズに合わせて継続的に活用されております。

7 ページを御覧ください。次に、本市では、民間事業者の専門的なノウハウを活用するため、各支援施設の運営を業務委託で行っております。中学校の校内サポートルーム「きゃんばすルーム」と、西部福祉センター内の「西すてっぷ」につきましては、令和8年度から新たに株式会社サクシードに委託しております。また、教育支援センター

「すてっぷ」につきましては、東京メンタルヘルス株式会社に委託を変更しております。新たな委託先のもと、これまでの実践を継承しつつ、それぞれの企業の強みを生かした、さらに質の高い支援プログラムの提供と、きめ細やかなサポート体制の構築を図ってまいります。

8 ページを御覧ください。ここからは、実際の学びの場の様子を写真で御紹介します。まずは、校内サポートルームである小学校の「ぱれっとルーム」と中学校の「きゃんぱすルーム」です。写真を御覧いただきますと、教室内にパーテーションを設け、一人で集中して学習できる個別スペースを確保している様子がお分かりいただけるかと思います。また、ホワイトボードでその日の予定を視覚的に分かりやすくしたり、本や教材を充実させたりと、子供たちが自分のペースで、安心して過ごせる環境づくりを工夫しております。これらの校内サポートルームに通っていた子供の保護者からは、大変前向きな感想をいただいております。「学校の話をしてくれるようになった」「精神的に少し落ち着き、表情が明るくなった」といった心理面での変化や、「学校に行けるようになった」「体調不良になることが少なくなった」といった行動面での変化についての声が寄せられております。すべての学校にこの戸田型校内サポートルームを設置したことで、子供たちにとって学校の中に「もうひとつの居場所」ができ、登校へのハードルを下げることにもつながっているものと考えております。

9 ページを御覧ください。教育支援センター「すてっぷ」と「西すてっぷ」についてです。そこにあります4つの特色で、学校外の多様な経験を通じて、社会的自立に向けた支援を行っております。下段は、県教委との連携で県立戸田翔陽高校内に設置しております、不登校生徒支援室「いっぽ」の様子です。中学生を対象としており、高校の施設内にあるという環境を活かしています。学習スペースや教育相談スペースを設け、高校生や教師と触れ合う機会もございます。通っていた子供からは、「自分の学習ペースをつかみ、在籍校へも通えるようになった」という声や、「高校内で実際に生活することで、着実な進路決定につながった」という報告を受けております。学校外の学びの場と

	して、自立と進路選択に向けた重要な役割を果たしております。 10 ページを御覧ください。続いて、オンライン教育支援センター「room-K」についてです。こちらは、認定 NPO 法人カタリバと連携し、メタバース空間上に構築した学びの場です。画面左側の図のように、オンライン上に「プログラムルーム」や「スタディエリア」などの部屋があり、アバターを使ってコミュニケーションをとります。支援にあたっては、メンターと支援計画コーディネーターが伴走し、必要に応じて心理士等の専門家も交え、子供と保護者をチームでサポートします。「オンラインで他者とつながる様子を見て安心した」「毎週の面談がありがたかった」といった声が寄せられており、社会とのつながりを持つための一つの有効な手段となっております。 11 ページを御覧ください。最後に、啓発活動の一環として実施している「不登校について考える会」についてです。令和 4 年度から実施しており、第 1 部の基調講演、第 2 部のシンポジウム、第 3 部の個別相談会という 3 部構成で開催しております。スライドの表にありますように、毎年専門家や経験者をお招きしており、今年度は 10 月に跡見学園女子大学の小栗教授をお招きし、「不登校の心理と保護者の関わり方」について御講演いただく予定です。昨年度のアンケート結果では、基調講演・個別相談で 100%、シンポジウムで 90%の方から「よかった」以上の評価をいただいております。保護者や教職員が不登校への理解を深める非常に有意義な場となっております。今後もこれらの多様な学びの場と支援策を有機的に連携させ、誰一人取り残さない教育を推進してまいります。 報告は以上でございます。
説明員	報告事項 「第 33 回企画展の開催について」御説明いたします。 12 ページを御覧願います。戸田市立郷土博物館 3 階特別展示室において、第 33 回企画展「戸田市のあゆみ～市制 60 年をむかえて～」を開催します。内容としましては、今年 10 月 1 日に戸田市は市制施行

	60 年を迎え、現在では交通の便もよくマンションや倉庫が多く立ち並び街ですが、古くは荒川での漁撈や農業等を行っていました。また、江戸時代にあった 6 つの村は、明治の町村合併などを経て、昭和 32 年に戸田町となり、昭和 41 年に埼玉県で 24 番目の市となる戸田市が誕生しました。本展示では、戸田市の変遷や、ここ 10 年間に起こった新型コロナウイルス感染症の流行や、東京 2020 オリンピック開催における戸田市の取組等を見ていきます。開催日は、10 月 1 日（木）から 11 月 15 日（日）の 44 日間となります。 報告は以上でございます。
説明員	報告事項 「埼玉大学・戸田市連携講座の開催」について報告いたします。 資料は、14 ページになります。今年度の埼玉大学・戸田市連携講座は、9 月 8 日（火）から「埼玉大学の研究を共に学ぼう」というキャッチフレーズのもと、人文社会科学研究科や理工学研究科の方に御協力をいただき、全 4 回で開催いたします。 各回のテーマは、「戦前における漢文教育論の一側面―平沼騏一郎の議論を中心に―」、「星の中で起こっていることを実験室で見るには？―イオン 1 個を操る方法―」、「AI で橋を守る時代へ」、「デジタル社会における人間の役割―ソフト情報・裁量・ノイズ―」と、多彩なテーマとなっております。今回も会場受講のほか、オンデマンド配信も実施いたします。8 月 3 日（月）より申し込みを開始いたしましたところ、昨日までの状況といたしましては、全 4 回分で、会場受講 115 名、オンデマンド受講 92 名、計 207 名のお申し込みをいただいております。 報告は以上でございます。
教育長	次に、 その他ですが、事務局より何かございますか。
事務局	特になし

教 育 長	以上で、報告事項が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。
教 育 長	報告事項の 「美笹中学校の校舎建替えに伴う学校・地域説明会の開催について」はいかがでしょうか。
各 委 員	特になし
教 育 長	続きまして報告事項の 「不登校対策に係る動向について」はいかがでしょうか。
委 員	特に良いと思ったことは、保護者からの感想が紹介されていたことです。9 ページの「いっぽ」について、高校内で実際に活動したり、高校生から話を聞いたりする経験が、着実な進路決定につながったという点が印象的でした。不登校対策には、こうした進路支援という側面もあるのだと感じ、とても意義のある取組だと思いました。
説 明 員	学校への登校に困難を感じている生徒にとって、高校という新たな場所を利用することは一定のハードルも考えられましたが、進路を考える中学生にとって、高校を知る機会へのニーズもあることがわかりました。実際にその経験をきっかけに進学した生徒も複数おります。
教 育 長	こうした高校内に学びの場を設ける取組は、他県でも進められています。今後、不登校の生徒の多様な学びや進路選択を支える取組が全国に広がっていくことを期待しています。
教 育 長	続きまして報告事項の 「第 33 回企画展の開催について」はいかがでしょうか。
各 委 員	特になし
教 育 長	続きまして報告事項の 「埼玉大学・戸田市連携講座の開催について」はいかがでしょうか。
各 委 員	特になし

教 育 長	それでは次に、報告第 10 号 戸田市教育委員会事務局職員の人事異動について、事務局より説明願います。
説 明 員	このたび、事務局の梶山参事が 8 月 18 日付でこども健やか部長に昇任し、事務局次長は教育部長が兼務することになりましたので報告いたします。これは、8 月 6 日にこども健やか部長が急逝したことに伴う人事異動となります。 本件は、事務局職員の人事に関する事項であることから、「戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第 2 条第 1 項の規定により、本来であれば、教育委員会の会議において御審議いただく事項でございました。しかしながら、今回の人事については、早急に後任を決定する必要があったことに加え、市長部局における欠員への対応に伴う人事でもあったことから、教育委員会の会議を招集するいとまがありませんでした。このため、事務委任規則第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、専決処理を行い、本会議での報告とさせていただくものでございます。 以上でございます。
教 育 長	何か御質問等がありましたら伺います。
各 委 員	特になし
教 育 長	質問等がないようですので、報告第 10 号を了承いたします。
教 育 長	次に、次第の 6、その他の「次回の教育委員会日程(案)」について、事務局より説明願います。
事 務 局	次回の教育委員会の日程につきましては、9 月 17 日(木)午前 9 時 30 分からの開催と考えておりますが、お諮りいたします。
各 委 員	了承
教 育 長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおり決定いたします。次にその他ですが、事務局から何かございますか。

事務局	特になし
教育長	委員の皆様から何かございますか。
委員	既に挙げている「インクルーシブ教育の実施状況」と併せて、インクルーシブ教育のシステムそのものをどのように導入し、推進しているのかも含めて、現在の状況を報告していただきたいと思います。
教育長	いわゆるインクルーシブ教育と、インクルーシブ教育システムとの違いを含めながら、本市の現状の動向について、教育政策室から御報告いたします。
委員	学校施設の役割について、近年、熊本県などで、学校施設を避難所として活用することで、新学期の授業を体育館で行うといった事例も見られます。こうした短期的な課題への対応に加え、長期的な視点から、社会的ニーズの変化に学校施設がどのように対応していくかが重要だと考えます。戸田市として、こうした様々な課題を踏まえ、今後どのように対応していこうと考えているのか、お聞かせください。
教育長	教育総務課から御報告いたします。
委員	登下校時の見守りについて、以前は交差点などで保護者の方が旗を持って児童を誘導する姿を見かけましたが、最近はあまり見かけなくなったように感じます。PTAの在り方も学校によって変化している中、これまで児童の見守りを担ってきたボランティアについて、各学校では現在どのような対応をされているのか、確認させていただきたいと思います。
教育長	交通指導員の配置状況等も踏まえ、教育政策室と学務課で連携し、御報告いたします。
委員	学校によって異なるかもしれませんが、夏休みの宿題で読書感想文や作文が選択制となっている中、作文を書かずに過ごすことで、文章を作る力や書く力に不安を感じています。本が好きな子は自ら読書感想文を選ぶ一方、文章を書く経験に差が生じることを懸念していま

	す。ICT の時代だからこそ、書くことを通して考えを深める力も重要 と思います。子供たちの書く力の育成についてお聞かせください。
教 育 長	生成 AI 時代において、子供たちの書く力をどのように育成してい くかは重要な課題です。生成 AI の活用が広がる中、従来の宿題や作 文の在り方についても改めて考える必要があります。生成 AI を適切 に活用しながら、自分で考え、書くことを含め自分の言葉で表現する 力をどのように育てていくかについて、教育政策室から御報告いたし ます。
教 育 長	それでは、報告事項 令和 8 年度第 1 回戸田市海外留学奨学生につ いて、及び報告第 9 号いじめ重大事態についてを議題といたします。 これら 2 件は秘密会とすることに決定しておりますので、説明員のう ち、議案に関係する職員以外は退席願います。
	【報告第 9 号を了承して閉会】

	以上のとおり会議の経過及び結果を記し、相違ないことを証するため署名する。
	令和8年9月17日
	教 育 長
	教育長職務代理者
	委 員
	委 員
	委 員
	書 記